

## 1 利用停止の基本的考え方

法の利用停止請求制度は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で定められたものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、法（利用停止請求を行う保有個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、法及び番号法）の規定に基づき適正に取り扱われていないと思料するときに限られる。

なお、法第98条第1項の趣旨としては、行政機関等が組織的な意思決定に基づいて適法に取得し、保有し又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

## 2 「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（法第98条第1項第1号）

### (1) 特定個人情報に該当しない個人情報

特定個人情報に該当しない保有個人情報については、次のいずれかに該当すると思料するときに利用の停止又は消去を請求することができる。

#### ア 「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、法第98条第1項第1号により利用停止請求の対象となる。

#### イ 「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。

#### ウ 「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合であり、例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

#### エ 「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してしている場合をいう。

### (2) 特定個人情報に該当する保有個人情報

特定個人情報に該当する保有個人情報については、(1)アからウまでに掲げる場合のほか、番号法第30条第1項の規定による法第98条第1項第1号の規定の読替えにより、次のいずれかに該当すると思料するときに利用の停止又は消去を請求すること

ができる。

ア 「番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する法第69条第2項第1号の規定に違反して人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当しないにもかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されているとき」

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当しないにもかかわらず、個人番号利用事務等（番号法第10条に規定する個人番号利用事務等をいう。）を処理する目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

イ 「番号法第20条に規定に違反して収集され、若しくは保管され又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」

番号法第19条各号のいずれかに該当しないにもかかわらず、特定個人情報を収集し、若しくは保管している場合又は同法第19条第13号から第17号までのいずれかに該当しないにもかかわらず、特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）を作成している場合をいう。

### 3 「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求（法第98条第1項第2号）

#### (1) 特定個人情報に該当しない保有個人情報

特定個人情報に該当しない保有個人情報については、「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」、すなわち、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的のために保有個人情報が提供されている場合にその停止を請求することができる。

#### (2) 特定個人情報に該当する保有個人情報

特定個人情報に該当する保有個人情報については、番号法第30条第1項の規定による法第98条第1項第2号の規定の読替えにより、「番号法第19条の規定に違反して提供されているとき」、すなわち、同条各号のいずれかに該当しないにもかかわらず、特定個人情報が提供されている場合にその停止を請求することができる。

### 4 利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときの取扱い（法第98条第1項ただし書）

保有個人情報の利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、利用停止について他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとしている（法第75条第1項及び第74条第1項第10号）。